日付:令和6年5月13日

○札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

平成26年10月6日条例第55号

改正

平成27年2月23日条例第8号 平成30年3月6日条例第4号 令和3年3月3日条例第4号 令和6年2月29日条例第7号

札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 人員に関する基準(第5条・第6条)

第3章 運営に関する基準(第7条-第32条)

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)

第5章 雑則 (第34条・第35条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1 号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業 者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及 び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、この条例で定めるもののほか、法で使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われ

るものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を 尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は 特定の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者その他の者(以下「指定居宅サ ービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項 に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなけれ ばならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)の支配を受けてはならず、また、暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう。)を利することとならないよう、暴力団の排除(同条第3号に規定する暴力団の排除(事業活動に係るものに限る。)をいう。)を行わなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。
- 2 前項の員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の 指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である

指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて得た数を加えて得た数。次項において同じ。)を44で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項の員数の基準は、利用者の数を49で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上とする。

(管理者)

- 第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければ ならない。
- 2 前項の管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3) に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項の管理者とすることができる。
- 3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合 は、この限りでない。
 - (1) 管理者を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事させる場合
 - (2) 管理者を他の事業所の職務に従事させる場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条の規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は

その家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成 されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ ること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は その家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用 者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければなら ない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の 規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の 承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。) により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を 交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る 電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備 えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1 項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込 者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方 法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業 者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法
- 6 前項の規定により重要事項の提供を行う場合の電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらか じめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法及びファイルへの記録の方式 を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該 指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を 勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認める場 合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介 護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならな

11

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護 サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供し た際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に 係る対価をいう。以下同じ。)と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じ ないようにしなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域 以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利 用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、 医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその 改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する

業務を担当させること。

- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体 を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。
- (2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の 支援を効果的に行うため、当該利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指 定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握を行うこと。
- (7) 介護支援専門員は、前号の課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生

活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、 保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について 利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者 及び担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、 訪問介護計画(札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営の基準等に関する条例(平成25年条例第8号。以下「指定居宅サービス等基準条例」と いう。)第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準条例にお いて位置付けられている計画の提出を求めること。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた

ときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供すること。

- (14) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス 事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより 行うこと。
 - ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。
 - イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。
 - (ア) テレビ電話装置等を活用して面接することについて、文書により利用者の同意を得て いること。
 - (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他 の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報 について、担当者から提供を受けること。
 - ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
 - ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (16) 第3号から第12号までの規定は、第13号の居宅サービス計画の変更について準用すること。
- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供 された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場 合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹

介その他の便宜の提供を行うこと。

- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼が あった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画 の作成等の援助を行うこと。
- (18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の2の厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(同号の厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を本市に届け出なければならない。
- (18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合並びに訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、本市からの求めがあったときは、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を本市に届け出なければならない。
- (19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用 を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求 めること。
- (19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該 居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものと

- し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及 び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように すること。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を当該居宅サービス計画に記載すること。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、 その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載す ること。
- (24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨(当該種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- (25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。
- (27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項の会議から、 同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあ った場合には、これに協力するよう努めること。

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項又は第42条の2第6

項の規定により居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費に係る指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスをいう。) として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、毎月、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業を行う者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、 要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 (管理者の責務)
- 第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その 他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他 の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の 従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めるものとする。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

- 第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指 定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなけれ ばならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の 介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門 員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する 指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るた めの計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(設備、備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定 居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。 (従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な 管理を行わなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

- 第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、第21条の規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (秘密保持)
- 第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合 は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ 文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(指定居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

- 第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用 者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っては ならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者 に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該 指定居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画 に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定 地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し 必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康 保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅

介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改 善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに本市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しな ければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が 発生した場合には、その損害を速やかに賠償しなければならない。

(虐待の防止)

- 第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結 果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指 定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第32条 指定居宅介護支援事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。
 - (1) 第16条第13号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第16条第7号の規定によるアセスメントの結果の記録
 - ウ 第16条第9号の規定によるサービス担当者会議等の記録
 - エ 第16条第14号ウの規定によるモニタリングの結果の記録
- (3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
- 3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保 存しなければならない。
 - (1) 前項第1号及び第2号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日
 - (2) 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条、第2章及び前章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	第21条	第33条において準用する第21条
第7条第2項	第4条	第33条において準用する第4条
第13条第1項	指定居宅介護支援(法第46条第	基準該当居宅介護支援
	4項の規定に基づき居宅介護サ	
	ービス計画費が当該指定居宅介	
	 護支援事業者に支払われる場合	
	に係るものを除く。)	
	 居宅介護サービス計画費の額	特例居宅介護サービス計画費の
		額

第14条	前条第1項	第33条において準用する前条第
		1項
	指定居宅介護支援提供証明書	基準該当居宅介護支援提供証明
		書
第16条	第4条	第33条において準用する第4条
	前条	第33条において準用する前条
第20条第2項	この章	第33条において準用するこの章
第25条第1項	第21条	第33条において準用する第21条
前条第2項第1号	第16条第12号	第33条において準用する第16条
		第12号
 前条第2項第2号イ	第16条第7号	第33条において準用する第16条
		第7号
前条第2項第2号ウ	第16条第 9 号	第33条において準用する第16条
		第9号
前条第2項第2号エ	第16条第13号イ	第33条において準用する第16条
		第13号イ
前条第2項第3号	第19条	第33条において準用する第19条
前条第2項第4号	第29条第2項	第33条において準用する第29条
		第2項
前条第2項第5号	第30条第2項	第33条において準用する第30条
		第2項

第5章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされているもの(第10条(前条において準用する場合を含む。)及び第16条第24号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。) のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手 方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって 認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第32条(第33条において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)及び次項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(記録の整備に係る経過措置)

- 2 第32条の規定は、平成27年1月1日以後の業務に関する記録について適用する。 (札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改 正)
- 3 札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 条例第64号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

4 札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第65号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例の一部改正)

5 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例(平成25年条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例の一部改正)

6 札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例(平成25年条例第9号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

(札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

7 札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 条例第67号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

8 札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年条例 第68号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

9 札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第69 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成27年条例第8号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

附 則 (平成30年条例第4号抄)

改正

令和3年3月3日条例第4号

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市指定居宅サービス等及 び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第255条第1号の改 正規定、同条例第405条第1号の改正規定及び第5条中札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及 び運営の基準等に関する条例第16条第18号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日か ら施行する。

(管理者に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第5条の規定による改正後の札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を同条例第6条第1項の管理者とすることができる。

4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第6条第1項の管理者(以下この項において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第5条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を同条例第6条第1項の」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則 (令和3年条例第4号抄)

改正

令和6年2月29日条例第7号

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は公布の日から、第5条 中札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第16条第18号の2の次 に1号を加える改正規定は同年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「居宅サービス等基準条例」という。)第4条第3項(指定居宅療養管理指導事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第85条第1項の指定居宅療養管理指導事業者をいう。)及び指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第88条第1項の指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。)に適用される場合に限る。)及び第40条の2(居宅サービス等基準条例第98条及び第319条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における居宅サービス等基準条例第96条 (居宅サービス等基準条例第319条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、居 宅サービス等基準条例第96条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する規程 を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止

のための措置を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における居宅サービス等基準条例第32条の2 (居宅サービス等基準条例第98条及び第319条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、居宅サービス等基準条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則(令和6年条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。(後略)

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の札幌市指定 居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (以下「居宅サービス等基準条例」という。)第34条第3項(居宅サービス等基準条例第42条の 3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、 第168条、第181条、第181条の3、第188条、第204条、第216条、第237条、第248条、第296条、第 301条、第306条、第313条、第319条、第338条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第369 条、第376条、第386条及び第396条において準用する場合を含む。)及び第261条第3項(居宅サ ービス等基準条例第265条、第276条、第403条、第408条及び第413条において準用する場合を含む。)、 第2条の規定による改正後の札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する 条例第25条第3項(同条例第33条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後 の札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例(以下「地密サービス等基準条例」という。)第35条第3項(地密サ ービス等基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129 条、第150条、第179条、第191条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合 を含む。)、第4条の規定による改正後の札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基 準等に関する条例第24条第3項(同条例第35条において準用する場合を含む。)、第6条の規定 による改正後の札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条 例(以下「老福基準条例」という。) 第34条第3項(老福基準条例第54条において準用する場合 を含む。)、第7条の規定による改正後の札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに

運営の基準に関する条例(以下「老健基準条例」という。)第34条第3項(老健基準条例第53条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第28条第3項(同条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。)並びに第9条の規定による改正後の札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「医療院基準条例」という。)第35条第3項(医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。